

後期高齢者医療制度運営補助に関する労働者派遣業務委託仕様書

1 業務の名称

後期高齢者医療制度運営補助に関する労働者派遣業務委託

2 業務委託期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

大分市東春日町 17 番 20 号大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階
大分県後期高齢者医療広域連合

4 派遣労働者数

○フルタイム勤務の派遣労働者 1 人

5 業務従事予定時間数

○フルタイム勤務の派遣労働者 760 時間
(年間 98 日×7.75 時間／日×1 人)

6 派遣労働者の勤務日・勤務時間・休日等

○フルタイム勤務の派遣労働者 (1 人)

勤務日	毎週月曜日から金曜日
勤務日数	週 5 日
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 時間外・休日勤務予定無し
休憩時間	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで (※ 1)
休日	休日 (※ 2) 及び年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで) の日

※ 1 : 業務により休憩取得時間に変更になる場合がある。

※ 2 : 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日。但し、業務の都合により振り替えを命じることがある。

7 業務内容

○フルタイム勤務の派遣労働者が従事する業務

- ・ 基本的なパソコン操作
- ・ 後期高齢者医療に係るデータの収集、入力、加工作業 (Word、Excel、Power Point 等での編集作業あり。)
- ・ 研修会や各種会議に係る物品準備、資料及び会議録等の作成、アンケートの作成及び集計
- ・ 電話対応
- ・ 郵便物の封入作業、発送、受領、仕分け等

8 派遣労働者の条件等

- ・ 派遣期間中は、同一の労働者を基本とする。
- ・ 職場の人間と良好な人間関係を構築することができ、円滑に仕事を遂行するために必要なコミュニケーション能力を有していること。
- ・ 電話及び対面における基本的な接遇能力を有していること。

9 派遣料金

- (1) 派遣料金は、月額で支払うものとし、その金額は派遣労働者1人1時間当たりの単価に当該月の派遣労働者の実働時間（各日ごとの実労働時間（5分未満の端数は、切り捨てる）の総計）を乗じて得た額とする。
- (2) 派遣料金には、通勤手当、労働保険、社会保険料及び諸経費を含むものとする。

10 派遣料金の支払い方法

派遣料金の支払いは、月払いとし、当月の業務遂行に係る実績確認後、当該月の派遣料金請求を受け、支払うものとする。（請求書受領後30日以内に速やかに支払う。）

11 代替人員の確保

派遣労働者が、派遣労働者の休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとする。

ただし、代替人員の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

12 派遣労働者の交替

派遣労働者が業務に従事するにあたり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、または業務処理の能力が著しく低い場合には、派遣事業者はその理由を通知し、派遣労働者への指導、改善または派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができることとする。

また、派遣労働者が傷病その他、やむを得ない理由により当初予定の派遣期間が満了するまでに交替する場合には、その旨を一月前までに広域連合へ通知するとともに、欠員状態にならないよう滞りなく交替の派遣労働者を派遣すること。

13 守秘義務の遵守

- (1) 派遣事業者及び派遣労働者は、業務履行にあたり、個人情報取扱特記事項【別記】を遵守し、広域連合の所有する個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報等の取扱いを適正に行うこととする。

14 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上決定する。